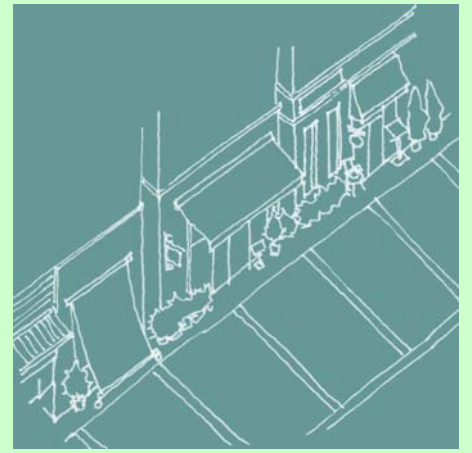


長野市屋外広告物 ガイドライン

素敵な広告景観をめざして



- ガイドラインの目的と役割
- ガイドラインの使い方
- 屋外広告物の基本的な考え方
- 種類別のガイドライン
- 共通ガイドライン
- 色彩ガイドライン
- 地域分類別のガイドライン

はじめに



長野市には、豊かな自然と先代の人々が守り築いてきた歴史や文化があります。これら貴重な景観資源を保全・活用し、魅力あるまちづくりを進めていくことは、訪れた人々を魅了し再び訪れたい気持ちにさせます。

屋外広告物は、観光客や市民の皆様にとって身近な情報収集の手段であり、地域経済の発展とまちを活気づけるものです。しかし、過大なものや無秩序な掲出は景観を損ねます。

長野市では平成11年の中核市への移行に伴い「長野市屋外広告物条例」を制定しました。その後、幹線道路の開通など社会情勢の変化により、郊外へ商業施設が進出し、過大な屋外広告物が多くなったことから、平成17年に条例改正を行い規制地域を拡大し、平成18年には合併地域についても、条例改正を行い広告景観の保全に努めてまいりました。

このたび長野市屋外広告物条例を守っていただくとともに、地域景観の育成に役立てるために、「長野市屋外広告物ガイドライン」の策定を行いました。

本ガイドラインは、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について「長野市景観計画」との整合を図りながら、周囲の環境と調和し地域に親しまれるためにはどのようなことに配慮すれば良いか、その大きさや形態、色彩などについて、事例や考え方をまとめたものです。

屋外広告物を計画するとき、地域のルールづくりに活用していただきたいと考えます。このガイドラインによって市民や事業者などの皆様が、より良い屋外広告物の掲出と広告景観についての理解を深められ、美しい長野のまちづくりに活用されることを期待しています。

策定に当たりまして、審議いただきました長野市景観審議会委員の皆様、専門の立場でご助言をいただきました長野県広告塗装事業協同組合の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成19年4月

長野市長 鷺澤 正 一

目次

1	ガイドラインの目的と役割	1
2	ガイドラインの使い方	2
3	屋外広告物の基本的な考え方	3
4	種類別のガイドライン	5
5	共通ガイドライン	8
6	色彩ガイドライン	9
7	地域分類別のガイドライン	15

資料編

- 1) 屋外広告物条例及び同施行規則
- 2) 屋外広告物条例のあらまし
- 3) 屋外広告物条例のQ & A

ガイドラインの構成

屋外広告物の基本的な考え方

屋外広告物は、長野市の景観のあり方に大きく影響します。そこで、長野市の景観計画に基づく景観の基本的な考えと共に、屋外広告物の目指すべき方向として4つの共通目標を設けました。

種類別のガイドライン

屋外広告物は、設置場所や種類により広告物の性格や、景観への影響が異なります。ここでは、広告物を分類し、配慮すべき事項を示しました。

地域分類別のガイドライン

屋外広告物は、全ての場所に設置されるとは限りません。屋外広告物の設置が頻繁に行われる場所や、自然景観の保全を必要とする場所について地域分類を設定し配慮すべき事項を示しました。